

公益社団法人日本柔道整復師会ボランティア活動単位取得要綱

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本柔道整復師会（以下「日整」という）におけるボランティア活動の単位取扱いは、この事項の基準に基づき定めるものとする。

(単位の認定)

第2条 会員が行った奉仕活動に対する単位の認定は、第3条で定める基準により、都道府県柔道整復師会会長（以下「各県会長」という）が行うものとする。

2. 日整会長は、20 単位以上取得した会員を認定し、日整 HP において発表するものとする。

(単位基準)

第3条 奉仕活動によって取得する単位の基準は、次の各号に掲げるものをいずれも（1日2時間以上の活動）3単位とする。

- (1) 医療
各種医療現場における活動
 - (2) スポーツ
各種スポーツ現場における救護及びトレーナー活動
 - (3) 社会福祉
介護及び福祉の現場における活動
 - (4) 体育指導
地域公民館、体育協会などでの指導活動
 - (5) 自然と文化・芸術
自然環境の保護改善と文化・芸術及び芸能現場等における活動
 - (6) その他
前各号以外の地域社会における活動
2. 1項各単位基準の年間上限は、基準単位10倍までとする。

(取得単位の報告)

第4条 各県会長は、所属会員の内、毎年3月31日現在、在籍者が当該年度に取得した単位の実績を別添様式1により集計し、日整会長に報告する義務を負うものとする。

(高単位表彰)

第5条 日整会長は、下記要綱を満たす会員を高単位表彰し、日整 HP において発表するものとする。

- (1) 年間30単位以上取得している者であること。
- (2) 表彰は連続して受賞できるものであること。
- (3) 各県会長は、高単位表彰者についてその取得した単位取得報告書の写しを添付して報告すること。

(優良会員表彰)

第6条 日整会長は、下記要項を満たす会員について各県会長から報告させ、優良会員として表彰するものとする。

- (1) 3年連続20単位以上取得した者であること。
- (2) 表彰の有効期間は3年間とし、連続表彰は受けられないものとする。（3年毎に更新）

(要綱の変更)

第7条 この要綱の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを承認するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この改正は、平成21年9月28日から施行する。
この改正は、平成23年4月1日から施行する。
この改正は、平成24年4月1日から施行する。
この改正は、平成31年1月24日から施行する。